

福井大学教職大学院と大野市教育委員会の連携協定

1 目的 ウェルビーイングな学校の実現に向けて、確かな学力を育むための校内研究会、教職員研修会に教職大学院教員を招へいし指導を受け、こどもたちの思考を大切にしたい学びをデザインし、授業の改善に努める。

18年をつなぐ教育を推進するために、結・協議会や研修会にも教職大学院教員を招へいし指導を受け、幼・小・中・高におけるこどもや教職員の交流と連携を深める。

2 効果 連携協定を締結することで、大野市の学校や大野市教育委員会が開催する研究会、研修会において、教職大学院の専任教員に無償で指導いただける。

3 実績 令和7年度の実績

校内研究アドバイザー

学校名	延べ回数	アドバイザー役職
小中学校 6校	14	福井大学教員
小学校 4校	11	非常勤教員
中学校 1校	2	大学院専任教員

大野市教育委員会主催研究会・研修会

研究会・研修会名	延べ回数	講師役職
結・協議会	3	大学院専任教員
大野っ子育成のつどい	1	
学ビバ	1	
学力向上研修会	1	

これらのアドバイザーや講師に、有償で指導いただいている。

今後、アドバイザーを専任教員に切り替えていくことで、連携協定の効果を高めることが期待できる。

4 参 考 令和6年度に、松山指導主事が大学院生であったので、大野市教育委員会主催研修会で指導いただいた実績

研修会	回数	講師
学ビバ	2	大学院専任教員、非常勤教員
学力向上研修会	1	
研究主任会	1	

連携協定を締結すると、指導主事が大学院生でなくても、このような研修会に無償で講師を務めていただける。

5 今後の日程

1 1月 政策推進課に説明

1 2月 市長に説明

2 月9日 教育委員会定例会に付議

定例会後 起案・決裁

3月 協定締結

福井大学大学院福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学連合教職開発研究科と大野市教育委員会との連携に関する協定書（案）

国立大学法人福井大学大学院福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学連合教職開発研究科（以下「甲」という。）と大野市教育委員会（以下「乙」という。）は、相互の連携に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の協力により連携し、教職員の資質能力の向上及び相互の人的・知的資源の交流・活用を図るとともに、学校教育上の諸課題に適切に対応することにより、大学における教育・研究及び大野市の教育の充実、発展に寄与することを目的とする。

（連携の内容）

第2条 甲と乙が連携する内容は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育上の諸課題への対応に関すること。
- (2) 研究成果の提供並びに人的及び知的資源の交流に関すること。
- (3) 教職員の資質能力の向上に関すること。
- (4) 教職員研修の充実に関すること。
- (5) その他甲と乙が必要と認める事項。

（有効期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和11年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙のいずれからも書面をもって改廃の申入れがないときは、同一内容でさらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 この協定に定めるもののほか、連携に関し必要な事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

- 2 この協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲と乙は協議してその解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 福井県福井市文京3丁目9番1号
国立大学法人福井大学大学院
福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学
連合教職開発研究科長

木 村 優 (署名)

乙 福井県大野市天神町1番1号
大野市教育委員会教育長

久 保 俊 岳 (署名)

覚 書（案）

国立大学法人福井大学大学院福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学連合教職開発研究科（以下「甲」という。）と大野市教育委員会（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結した令和〇年〇〇月〇〇日付け「福井大学大学院福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学連合教職開発研究科と大野市教育委員会との連携に関する協定書」（以下「本協定書」という。）第2条に定める連携事項の実施に関する費用負担について、以下のとおり覚書を締結する。

第1条 本覚書で定める費用は、本協定書に基づく連携事項を円滑に実施するために必要となる直接的な経費とする。

第2条 甲は、本協定書に基づく連携事項のうち、以下の費用を負担する。

- (1) 甲の教員（専任教員に限る）が、乙が所管する学校で、指導助言を行う際の教員派遣費用。
- (2) 甲の教員（専任教員に限る）が、乙または乙が所管する学校が主催する、乙の教職員を対象とした研究会・研修会等に指導助言者として参加する際の教員派遣費用。

第3条 乙は、本協定書に基づく連携事項のうち、以下の費用を負担する。

- (1) 乙の教職員が、甲が主催する研究会・研修会等の参加に必要な費用。

第4条 前2条に定めるもののほか、本覚書に特段の定めがない費用については、原則として甲乙それぞれが自ら負担するものとする。

- 2 ただし、甲乙双方に関わる共通の費用、または甲乙いずれか一方が相手方に依頼し発生した費用については、その都度、甲乙協議の上、負担割合を決定するものとする。

この覚書は2部作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

(甲) 国立大学法人福井大学大学院
福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学
連合教職開発研究科長
木村 優 印

(乙) 大野市教育委員会教育長
久保 俊岳 印